

# 令和5年度第1回幕別町都市計画審議会議事録

1. 開催日時 令和5年10月30日(月) 14時00分～15時00分

2. 開催場所 幕別町役場 2-A・B会議室

3. 出席者 都市計画審議会委員

|        |           |
|--------|-----------|
| 土谷 博樹  | (学識経験者)   |
| 岡本 芳夫  | ( " )     |
| 笹原 早苗  | ( " )     |
| 西田 由美子 | ( " )     |
| 内山 美穂子 | (町議会議員)   |
| 野原 恵子  | ( " )     |
| 大上 真一  | (公募によるもの) |
| 坂本 恵子  | ( " )     |

事務局

|        |       |
|--------|-------|
| 建設部長   | 小野 晴正 |
| 都市計画課長 | 松井 公博 |
| 計画係長   | 鳴海 走也 |
| 計画係    | 加藤 隆慈 |

4. 議事 議案第1号 会長の選出について

議案第2号 会長職務代理者の指名について

5. 説明 都市計画等について

6. 議事概要 次のとおり

小野部長 本日は、お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。  
それでは、都市計画審議会委員の改選に伴い、審議会の開会に先立ちまして、皆様に飯田町長から委嘱状を交付させていただきます。  
お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願います。  
まず、最初に岡本芳夫さん

飯田町長 委嘱状、岡本芳夫様、幕別町都市計画審議会委員を委嘱します。任期は令和7年5月12日までとします、幕別町長飯田晴義、宜しくお願いします。

小野部長 笹原早苗さん

飯田町長 委嘱状、笹原早苗様、宜しくお願いします。

小野部長 土谷博樹さん

飯田町長 委嘱状、土谷博樹様、宜しくお願いします。

小野部長 西田由美子さん

飯田町長 委嘱状、西田由美子様、宜しくお願いします。

小野部長 野原恵子さん

飯田町長 委嘱状、野原恵子様、よろしく申し上げます。

小野部長 大上真一さん

飯田町長 委嘱状、大上真一様、よろしく申し上げます。

小野部長 坂本恵子さん

飯田町長 委嘱状、坂本恵子様、よろしく申し上げます。

小野部長 ここで、報告事項があります。  
中村富士男委員・岡本貴美子委員につきましては、本日、都合により欠席するとの連絡を受けておりますのでご報告させていただきます。  
それでは、ただ今より令和5年度第1回幕別町都市計画審議会を開会いたします。  
開会にあたりまして、初めに、飯田町長からご挨拶を申し上げます。

飯田町長 皆さん、改めましてこんにちは。一日の中で眠くなる時間帯の会議ということになりましたけど、どうぞよろしくご報告申し上げたいというふうに思います。  
今回、都市計画審議会の委員改選でありまして、本来であれば5月で任期が到来しておりますので、早くに1回目の審議会を開くべきでありましたが、適当な案件等がないということで、1回目の審議会がここまで伸びたということになったところでありますのでご理解いただきたいと思っております。  
都市計画については、市街化区域と市街化調整区域の均衡な発展を計画上行っていき、まとまりのあるような市街地形成をしていく目的があるわけです。  
ただ、このところ日本全体が人口減少に入っております。  
我が町においても、平成26年の4月末が人口のピークであり、27,714人が本町における人口のピークでありました。  
それから見ると今年の3月末では、25,778人となり1,936人も減っているわけで、これからは如何にコンパクト化をしていかななくてはならない、そういう時期に到来しているわけでありまして。  
ただ、本町におきましてはこれまで人口が減ることは致し方無いわけでありまして。  
これには中々逆らえない、出生率が上がってこない、2.07まで出生率がなければ人口は伸びていかないということでもありますので、到底無理であります。  
諦めてはいけません、本町においては1.4前後が出生率でありますから、これを2.07まで伸ばすというのは到底難しい話でありますから、そんな中であっても、やはり私たちが目指しているのは年齢構造の若返りであり、高齢者ばかりではなく子育て世代、若い世代に本町に移り住んでもらい子育てをしてもらう、そんな思いの中で定住施策であったり、子育て支援施策を実施してまいりました。  
その結果、1,936人という約2,000人がピークから減っていますけれども、子育て世代の子供と親ですね、親の転出数がどうだったのかという状況を見ますと、この間で608人ほど増えております、ですから全体は約2,000人減っていますが、子育て世代は約600人増加しているという傾向が見られますので、引き続きこういった定住施策、子育て支援施策を実施していく中で、若い年代の方が幕別町に住んでみたい、子育てしてみたい、そんなふうにしてもらえるようにこの施策を継続するとともにしっかりとPRしていきたいと思っております。  
そんな中での都市計画ということになりますので、如何にコンパクト化に向けて実施をしていくかが大切であると思っております。  
かといって、公共施設を安易に建てることもできませんので、そこらへんを見ながら如何にコンパクト化していくことが重要な課題であると思っておりますので、皆

さんの忌憚のないご意見を反映させていきながら、この都市計画を取り組んで参りたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

小野部長

続きまして、本審議会の委員構成についてご説明いたします。

お配りしております令和5年度第1回幕別町都市計画審議会議案4ページをご覧ください。

こちらは、幕別町都市計画審議会条例であります。

第2条、組織とは審議会の委員は10人以内とし、の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する、となっております。

第1号は学識経験のある者、第2号は町議会の委員、第3号は農業員会会長、第4号は公募による者となっております。

ここで3ページをご覧ください。

こちらは幕別町都市計画審議会委員名簿となっております。

表の左側に委嘱区分、右側に氏名が記載されております。

委嘱区分欄の一番上をご覧ください。

只今ご説明しました条例第2条第1項第1号、学識経験のある者として、今回は建設業を営んでいる方や過去に本審議会の委員を務めたことのある方など、都市計画に見識のある方として岡本委員、笹原委員、土谷委員、西田委員の4名となっております。

条例第2条第1項第2号の町議会の議員は内山委員、野原委員の2名となっております。

条例第2条第1項第3号の農業委員会会長は中村委員の1名、最後に条例第2条第1項第4号の公募による者として今回、公募いただきました大上委員、岡本委員、坂本委員の3名となっており、合計10名の方で構成されている状況であります。

本日は、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、会議に参加されている方々の自己紹介をお願いしたいと思います。

はじめに、事務局職員から紹介させていただきます。

最初に、私、建設部長の小野です。どうぞよろしくお願い致します。

松井課長

都市計画課長の松井でございます。どうぞよろしくお願い致します。

鳴海係長

都市計画課計画係長の鳴海と申します。どうぞよろしくお願い致します。

加藤技師

都市計画課計画係の加藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。

小野部長

続きまして、委員の皆様それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。

岡本委員から順次時計回りでお願いいたします。

岡本委員

岡本でございます。桂町のほうに住んでおります。よろしくお願い致します。

笹原委員

笹原と申します。錦町で笹原商産を営んでおります。よろしくお願い致します。

土谷委員

札内みずほ町のほうで花水造園という造園業を営んでおります、土谷と申します。どうぞよろしくお願い致します。

西田委員

札内中央町、西田と申します。よろしくお願い致します。

内山委員

札内北町に住んでおります、内山と申します。前回に引き続いて2年間よろしくお願い致します。

野原委員 町議会委員の野原恵子です。旭町に住んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

大上委員 幕別本町で電気工事業を営んでおります、株式会社大上電気工業の大上と申します。よろしくお願いいたします。

坂本委員 札内文京町に住んでおります、坂本です。よろしくお願いいたします。

小野部長 皆様、どうもありがとうございました。  
続きまして、議事に入らせていただきますが、本日は、改選後初めての会議になりますことから、会長が決まるまでの間、町長が仮議長を務めさせていただきます。  
町長、よろしくお願いいたします。

飯田町長 それでは、会長が決まるまで、私の方で議長を務めさせていただきます。  
早速ですが、次第の4、議事議案第1号、会長の選出についてであります。  
審議会の会長につきましては、幕別町都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、「学識経験のある者として任命された委員のうちから委員の互選により定める」となっておりますので、岡本芳夫委員、笹原委員、土谷委員、西田委員の4名から選出することになります。  
どのような方法で選出したらよろしいか、お諮りいたします。

笹原委員 はい。

飯田町長 はい、笹原委員。

笹原委員 指名推薦という形がよろしいかと思えます。

飯田町長 笹原委員から指名推薦という発言がありましたが、よろしいでしょうか。  
それでは、指名推薦により決定したいと思います。  
どなたか、推薦していただける方はおりませんかでしょうか。

笹原委員 はい。

飯田町長 はい、笹原委員。

笹原委員 長く委員を務められております、土谷委員を推薦いたします。

飯田町長 ただ今、笹原委員から土谷委員を推薦するという意見がありましたが、他に推薦はありませんでしょうか。  
ほかに推薦がございませんので、会長は土谷委員に決定してよろしいでしょうか。  
ご異議がありませんので、議案第1号、幕別町都市計画審議会の会長は土谷委員に決定いたします。  
ここで私の議長の役目を終了したいと思います。ありがとうございました。

小野部長 町長におかれましては公務のため、ここで退席させていただきます。  
それでは、土谷会長よりご挨拶をいただきたいと思えます。

土谷会長 一言ご挨拶を申し上げます。

ご推薦をいただきましたので大役ではありますが、幕別町都市計画審議会の会長をお受けしたいと思います。

再任の委員の皆様はもちろんのこと、この度、新しく委員になられました皆様に置かれましても、高いご見識をお持ちの方々ばかりとお聞きしておりますので、委員の皆様方のご指導とご協力を頂き、今後、本審議会の更なる展開ができますよう努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

小野部長

土谷会長ありがとうございました。  
この先の議長につきましては、土谷会長にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

土谷会長

それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。  
議案第2号、会長職務代理者の指名についてであります。  
幕別町都市計画審議会条例第4条第3項におきまして「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」となっておりますので、私から指名させていただきます。  
会長職務代理者は、岡本芳夫委員を指名したいと思います。  
よろしく願いいたします。  
ただ今、会長職務代理者として岡本芳夫委員にご承諾いただきましたので、議案第2号については以上とさせていただきます。  
続きまして、議案の5、説明「都市計画等について」になります。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

鳴海係長

都市計画課計画係長の鳴海です。  
最初に本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。  
こちらの「議案」のほかに、資料1の「都市計画審議会について」から資料6の「現地視察箇所資料」が本日の資料となっております。  
なお、この度の幕別町都市計画審議会委員の改選で、新たに審議会委員に委嘱された皆様につきましては、本日の資料のほかに、令和3年3月に策定しました「幕別町都市計画マスタープラン」「幕別町緑の基本計画」及び「幕別町都市計画図の1万分の1」と「2万5千分の1」をお配りしております。  
お手元の資料で不足している物はありませんでしょうか。  
それでは説明を始めさせていただきます。  
今回は改選後、初めての審議会でありまして、新たに委員になられた方もいらっしゃると思いますので、基本的な部分ではありますが、資料1の「都市計画審議会について」から順に説明させていただきます。  
資料1の「都市計画審議会について」をご覧ください。  
「1 都市計画審議会の設置」についてであります。都市計画審議会は、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するために設置された附属機関であります。  
ここで言う「都市計画」とは、資料に記載はありませんが、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のことを言います。  
次に、「2 都市計画審議会の権限」についてであります。都市計画審議会には、いくつかの権限がありまして、一つ目には、中段の※の2にある「都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議すること」で、市町村が決定する案件に対して調査審議していくこととなります。  
二つ目が※の3、「市町村長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること」、三つ目が※の4、「都市計画に関する事項について、関係行政機関へ意見を述べること」ができるということとなっております。

次に下段の枠の中ですが、都市計画法第15条では、市町村が定める都市計画について記載されております。

どのような都市計画があるかは資料2でご説明いたしますが、第19条に「市町村は、市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。」とされていることから、新たな計画決定や既存計画の変更については、その都度皆様に審議していただくこととなります。

2ページをお開きください。

次に、「3 都市計画審議会の組織及び運営」についてであります。都市計画審議会の組織及び運営に関しましては、政令に基づき町の条例で定めており、本審議会の組織としては、学識経験のある者が4名、町議会の議員が2名、農業委員会会長が1名、公募による者が3名の計10名で構成しております。

3ページをご覧ください。

次に「4 その他」になりますが、始めに(1)の「審議の非公開」についてであります。

本審議会は、基本的には通常公開で行っておりますが、議事を公開するか非公開とするかは審議会の判断に属するものであるということであり、議事録の取り扱いについても同様となります。

基本的には審議及び議事録については公開しております。

(2)の「委員の代理」についてですが、代理出席は通常認められないということでもあります。

ただし、関係行政機関の職員が委員になっている場合で、充て職のような場合に関しましては、代理出席を拒否するべき理由はありませんので、代理出席が可能であると考えますが、幕別町の都市計画審議会には、関係機関の充て職委員がおりませんので、基本的に代理出席は無いものと考えております。

次に資料2の「都市計画の決定権者」をご覧ください。

都市計画の決定は、北海道と市町村が決定することとなっており、下の表では都市計画の内容ごとに北海道と市町村が決定するものについて、それぞれ丸をつけて表示しております。

基本的に地域を跨って決定するような広域的な観点から定めるべき都市計画については北海道が、その他のものについては市町村が決定することとなっております。

本審議会で審議するものに関しましては、あくまで市町村が決定する案件についてであります。北海道が決定する案件につきましても、手続き上、幕別町から北海道に案を提出する必要がありますので、本審議会でも協議し、委員の皆様から意見を聞くことで進めております。

都市計画決定する案件につきましても、あくまでも市町村の案件について町長からの諮問を受けて答申していくこととなります。

次に、資料3の「都市計画について」をご覧ください。

1枚めくっていただき、2ページ「1 都市計画と都市計画法」についてであります。

都市計画は、まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的・一般的に定めるものであり、都市計画法は、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の制度をはじめとした各種制度や基本的な土地利用規制について定めている法律であります。

都市計画法第2条では、①で記載してあります「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すること」、②として「そのために適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ること」を基本理念としております。

都市計画の概要といたしましては、2ページの中段から下に掲載のとおりとなっております。

まず、都市計画を定める大きな方針となるものとして、北海道が当該都市計画区域ごとに定める「整備、開発及び保全の方針」いわゆる整開保と呼ばれるもの

と、市町村の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」が大上段にあります。

この2つの方針に基づいて、区域区分や地域地区等の土地利用に関するものや道路や公園などの都市施設に関する計画を定めることとなります。

3ページをご覧ください。

次に、「2 都市計画区域」についてであります。都市計画区域とは、都市計画法の規制を受ける土地の範囲のことでありまして、国土交通大臣の同意を受けて知事が定めるものであります。

平成12年の都市計画法の改正により、都市計画区域の外側におきましても、一定規模以上の開発行為については、都市計画法の規制を受けることになりましたが、基本的には区域内が適用を受けるということとなります。

中段に載っているのが概念図で、幕別町は左側の線引き都市になります。

一番外枠に行政区域があり、その中に都市計画区域、更にその内側に市街化区域が設定されております。

都市計画区域内の市街化区域以外の部分は市街化調整区域と言いまして、市街化を抑制する区域となり、建築物の建築が厳しく規制される区域となっております。

資料5-1の幕別町都市計画図をご覧ください。

外側に黒い点線で表示しているものが、都市計画区域の線になります。

行政区域の中で、幕別市街、札内市街とその周辺の相川、千住、明野や途別などが都市計画区域に入っております。

このうち、都市計画区域の中で白い部分と色の塗られている部分がございますが、色の塗られている部分が市街化区域でありまして、白い部分が市街化調整区域となっております。

なお、幕別町の場合、近隣の帯広市、音更町、芽室町の1市3町が一つの都市として「帯広圏都市計画」を定めており、各種の都市計画に関わる事項については、圏域内で調整を図りながら進めているところであります。

資料3「都市計画について」に戻っていただき、4ページをお開きください。

次に、「3 市街化区域と市街化調整区域」についてであります。都市計画では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しています。

市街化区域は、すでに市街化を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域となりまして、これに対して市街化調整区域は、市街化を抑制する区域となり、建築物の建築が厳しく規制されることとなります。

市街化調整区域では、基本的には、農家の住宅や農業用倉庫等の農業用施設については建築可能ですが、ほかにはページ下半分に記載しております①の「日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理業を営む店舗、事業所等」から⑭の「開発審査会の議を経て、市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為」までの14項目のいずれかに合致するものしか建築又は用途変更することができません。

幕別町につきましては、現在の都市計画区域が8,174haございまして、そのうち784ha、都市計画区域の9.6%が市街化区域となっております。

また、令和2年国勢調査時の人口によりますと、行政区域内人口が25,766人となっており、都市計画区域内人口が22,843人で全体の約88.7%、市街化区域内人口が21,359人で全体の約82.9%の方々がお住まいになっている状況にあります。

5ページをご覧ください。

次に、「4 都市計画マスタープラン」についてであります。都市計画マスタープランは、都道府県が定める(1)の「整備、開発及び保全の方針」と、市町村が定める(2)の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」とされるものがあります。

(1)の「整備、開発及び保全の方針」は、都市計画区域ごとに北海道が定めるもので、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の整合性及び一体性を確保するための、都市計画区域における基本的な方針として、①都市計画の目標、②市街化区域と市街化調整区域との区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針、③土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針などを定めることとされています。

(2)の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」につきましては、市町村の建設に関する基本構想等に即して、都市計画区域をもつすべての市町村が定めるものであり、幕別町としては「幕別町都市計画マスタープラン」として定めております。

市町村都市計画マスタープランは、市町村が、創意工夫のもとに、住民の意見を反映させて、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施設の計画等の根拠となるものであります。

役割としましては、将来都市像の明示や都市計画の整合性、総合性の確保等があげられます。

また、効果としましては、市町村独自の都市計画課題やテーマに総合的に対応ができ、身近な生活環境の整備をより一層図ることが期待できます。

幕別町都市計画マスタープランは平成15年に策定し、平成24年に中間見直しを行ってまいりました。

このマスタープランが令和2年度に計画年度を迎えたことから令和元年度から見直し作業を開始し、都市計画審議会の中でも数回にわたりご審議いただき、令和3年3月に諮問・答申を受けて決定されたものが最新の都市計画マスタープランとなっております。

また同時期に策定された町の緑に関する計画である「幕別町緑の基本計画」につきましても、都市計画審議会の中でご審議いただき、都市計画マスタープランと同様に諮問・答申を受けて決定されております。

6ページをお開きください。

次に、「5 地域地区（用途地域等）」についてであります。土地をその利用目的によって区分し、都市の合理的な利用を誘導するものが地域地区の基本となります。

具体的なものといたしまして、地域地区の一つとして用途地域というものあり、これは建築物の用途や規模を規制するもので、地域地区の中で最も基本的なものになります。

用途地域には13種類の地域があり、住居、商業、工場などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的としており、幕別町では工業専用地域及び田園居住地域を除く11種類を決定しているところであります。

規制誘導としては、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを定めております。

表中には上から第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域と続いておりますが、基本的に上にあるものほど建築できる用途の制限が厳しいものとなっております。

資料5-2の札内市街地都市計画図をご覧ください。

色が塗られている部分が用途地域ですが、緑色や黄色の住宅地は基本的に1種と2種の住居専用地域とし、大きなお店や事務所の建築に制限を設けて、閑静な住宅街の形成を誘導しています。

一方、紫色や赤色の国道沿線等利便性の高い場所は準工業地域や近隣商業地域等、大型店舗などの立地が可能となる地域に指定し、土地利用を図っております。

また、用途地域以外の地域地区といたしましては、特別用途地区というものがありまして、幕別町では、リバーサイド幕別工業団地等に特別用途地区を定めて、地域住民の福祉の向上のため、建築物の制限を行っております。

7ページからは都市計画で定めることができる都市施設、市街地開発事業及び地区計画等についての一般的事項について記載しておりますが、説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、資料4の幕別町都市計画データファイル2023について、担当の加藤の方からご説明させていただきます。

加藤技師

計画係の加藤です。引き続き幕別町都市計画データファイル2023について、簡単にご説明させていただきます。

既に、事前配布させていただいております、幕別町都市計画データファイル2023は文字どおり幕別町の都市計画に密接に関わる人口推移、土地利用及び、都市施設などの数値情報を昭和45年の幕別町都市計画区域決定以来の変遷として、解り易く一覧表やグラフにまとめたものとなっています。

都市計画では、これらのデータを基に様々な角度から分析、あるいは解析することにより、将来を見据えたまちづくりを計画するためのひとつのツールとして利用しています。

3ページ目をご覧ください。

ここでは、帯広圏域を構成する各都市の人口と面積を最新の国勢調査をベースにまとめています。

表の右側に人口集中地区と言う項目がございます。

D I D地域とも言われておりますが、これは100haあたりの人口が4,000人以上である区域が隣接することによって、5,000人以上の人口となる区域に設定されるものです。

言葉ではあまり伝わりにくいのですが、簡単なイメージで言うと、人口の密度を一定条件の基、定量化した指標であると言えます。

人口密度が低密度になり過ぎると、産業の停滞によって、地域の活力低下を招き、居住者の生活を支える利便施設などのサービスの提供が困難になりかねない状況となります。

地域地区などの土地利用をコントロールする上での指標のひとつとしての見方をすることができるかと思えます。

少し飛びまして、6ページ目以降、これまでの宅地開発の状況を一覧にしています。

この表から、これまでにどの位の住宅地が供給されているのかという情報を見ることができます。

12ページ目以降、幕別町の現在都市計画決定している都市施設などの決定内容を施設別に一覧に表示しています。

36ページ目です。

これまでの区画整理事業をまとめています。

先程、6ページ目でこれまでの宅地開発についてご説明しましたが、宅地開発は、民間の事業者が宅地開発を行ったものでございまして、区画整理事業の事業主体は記載のとおり町となり、区画整理事業組合といった所が主体となっていることから、分けて記載させていただいております。

資料戻りまして、10ページの3の2開発行為等件数についてご説明いたします。

都市計画法の中には開発許可制度がございます。これは、市街化区域内で、1,000㎡を超える土地の区画形質を変更し建築物を建てる場合に、予め開発許可を受ける必要があります。

区画形質の変更とは、道路等の社会基盤を造成することによって、現在の土地の区画が変更する事。

現在の土地に盛土や切土などの物理力を行使し形を変える事、この場合盛土と切土の合計が30cm以上となります。

最後に、現在畑地として使用していたものを宅地にする場合等の地目変更が発生する場合を質の変更として扱います。

特に、市街化調整区域内にあっては、建築物は原則建てられないものとして、建築を厳しく規制しています。

農業に供する施設は市街化調整区域内で建築することは、許可が不要となり、特に規制はありません。

これは、市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、農地を保全するという本来の考え方によるものであると考えます。

しかしながら、農業に供する施設以外の建築にあっては、都市計画法第34条の1号から14号の許可基準に該当するものは、これを根拠として許可することができます。

これらの許可基準の内容は、そもそも市街化区域の中にあるべきではないものや本来的にも市街化調整区域内で立地すべきものと言うような建築物が主体となっています。

(1)29条では、都市計画法第29条の開発行為の許可申請を意味します。

区画形質の変更を伴い、都市計画法第34条の1号から14号までの許可基準を根拠に許可した件数を1号から14号別にまとめています。

(2)43条では、都市計画法第43条の開発許可を受けた土地以外の土地の建築許可申請を意味します。

簡単に言うと先程の29条許可申請は、区画形質の変更が伴うものであるのに対して、43条では区画形質の変更はないが、建築物を立地する場合のものであります。

これも29条と同様に、都市計画法34条の1号から14号までの許可基準を根拠に許可した件数をまとめています。

(3)60条では、都市計画法施行規則第60条の開発行為又は、建築に関する証明書の交付を意味します。

これは、農業に供する施設であり、市街化区域内であれば、1,000㎡を超える土地で区画形質の変更がなく建築物を建築するような場合に、建築物の確認申請をする者が、確認を行う建築主事の求めによる事実に基づき証明書の請求をすることができます。

これを受けて、開発許可が不要である旨の証明書を発行した件数をまとめています。

これらの許可や請求は、周辺で居住する人にとって住み良い環境に悪影響を与えないようにする為であり、市街化調整区域にあっては、厳しく建築規制をしているので、土地利用などの開発行為を許可する側と建築物の確認申請を受ける側とが相互し、補完することにより、本来の開発許可制度を担保するものであると考えます。

以上データファイル2023について、説明をさせていただきました。

委員の皆様には、ご審議の参考資料として活用して頂ければと考え、本日ご説明をさせていただきました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

土谷会長 　　ただ今、事務局から説明がありました、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

意見等はないようですので、議案の5、説明は以上とさせていただきます。

続きまして、議案の6、その他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

何もないようですので、それでは事務局からは何かありますでしょうか。

鳴海係長 　　この後、現地視察がありますが、先に今後の審議会についてご説明させていただきます。

今年度の審議会につきましては、想定される案件が今のところないことから、本日のみの開催を予定しております。

しかしながら、今後審議会を開催するような案件が出てきた際は、改めて審議会開催の日程調整をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。  
以上です。

土谷会長 今年度予定している審議会は本日のみのようですが、開催する案件があった際は、出席いただきますよう私の方からもお願い申し上げます。  
最後になりますが、議案の7、現地視察になります。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

鳴海係長 それでは私の方から、これから現地視察へ行きます、道道幕別帯広芽室線についてご説明させていただきます。

前年度から引き続き委員を委嘱されている方につきましては、本年2月の審議会時の説明と重複するところもあると思いますが、ご了承願います。

お配りしております、資料6の「主要道道 幕別帯広芽室線（圏域環状）事業計画」をご覧ください。

図の緑色の線が道道幕別帯広芽室線になり、この道道の一部を含む赤色の線が1市3町で構成する帯広圏の圏域環状線となります。

現在、事業が進められております赤い丸で囲った点線の区間につきましては、平成25年度の第1回幕別町都市計画審議会で報告をさせていただき、その後、平成27年度の第4回審議会でも、その他の事項でご説明させていただいたところがあります。

帯広圏都市計画における道路網の骨格となる、主要幹線道路の4放射1環状ですが、よつ葉アリーナ前の交差点を中心とした青色の線で東西に伸びる国道38号と、南北に繋がる国道241号及び国道236号が4放射となり、先ほどもご説明いたしました、そこを中心とした赤色の線が1環状の圏域環状線となります。

その圏域環状線で現道のない唯一の未整備区間が道道幕別帯広芽室線で、現在整備をしている区間になっております。

圏域環状線のこれまでの経過といたしましては、昭和56年当時に「帯広圏広域道路網計画専門部会」において、圏域環状線構想が示されたのが始まりとなり、市街地整備基本計画や、交通体系調査報告において、圏域中心部や、圏域内の生活、産業、観光の各拠点を有機的に連携することを目的とされておりました。

これまでの圏域環状線の整備は、道道としての整備を主体に進められてきており、幕別町内につきましては、札内清柳大橋からみずほ町の工業団地までの区間を、平成5年から平成14年にかけて整備されております。

今回の平成27年から令和7年を事業期間とする圏域環状線の一部であります道道幕別帯広芽室線の整備につきましては、資料のオレンジ色の枠内「事業の目的」にありますとおり、「幕別帯広芽室線は、帯広圏の中核機能を有する都心と周辺3町とを連絡し、より円滑な都市活動を支える骨格幹線道路網・4放射1環状の「環状」機能を担う位置にあるため、当該事業の実施により、帯広圏における物流の効率化を図るとともに並行する国道38号などの慢性的な交通混雑緩和を図る」ことを目的としております。

資料の左上「計画の概要」に記載のとおり、計画延長は2.7km、幅員は片側歩道の11.5m、計画交通量は令和12年で日5,400台となっており、事業期間につきましては、当初平成34年、令和4年で完了する予定でしたが、保安林の解除に想定以上の時間を要したことなどにより、令和2年度に北海道政策評価条例に基づき、事業の再評価を受けて、事業期間が令和7年完了に変更されました。事業費につきましても、環境調査や資材単価及び労務単価の上昇、事業期間中の消費税率の変更などにより、この間、平成26年度当初の23億8,000万円から一度34億7,100万円へ変更され、現在は41億2,600万円となっております。

この図面では場所が分かりづらいと思いますので、ルートについて簡単にですが説明させていただきます。

札内みずほ町のリバーサイド幕別工業団地内にありますスーパーマーケット、トライアルの南にある片側2車線の道路、この図面で言いますと札内清柳大橋の文字の上になります。

そこを西から東へ向かって行き、信号機のある交差点を直進し1車線へ車線が減少した先の、現在はT字路の交差点を途別川へ向かって直進いたします。

新たにかける橋梁を渡り、途別川を左にして川沿いに新たに道路を整備してグランヴィリオホテルへ登っていく町道日新線と、幕別清陵高校へ登っていく町道札内高台線と交差し、千住にある札内東工業団地のところで町道幕別札内線と合流します。

この町道幕別札内線との接道部については、新たに整備される新道が優先道路となるため、札内から幕別方面へ向かう場合は一時停止をして合流するというような形になる予定です。

資料6の裏面をご覧ください。

この図面につきましては、上が方角でいう南、下が北になっておりますことから、右側が札内みずほ町のリバーサイド幕別工業団地に繋がる部分、左側が千住の札内東工業団地に繋がる図面となっております。

今年度につきましては、右側に赤い文字で「R4年度から橋梁工」と記載されている範囲になりますが、新たにかける橋梁の橋脚1基は既に完成しており、現在は始点と終点を支える橋台部分の工事を行っております。

こちらにつきましては、これから向かいます現地視察の箇所となっております。

なお、橋桁部分につきましては前年度に半分、今年度に残りの半分以上を工場で別に製作しております。

続きまして道路の部分になりますが、幕別温泉パークホテル悠湯館と記載されているところの区間、上に「R3年度道路改良350m」とありますが、こちらが2年前に完了しており、今年度はそこから図面で右側に向かって、上に「R5年度道路改良580m」と記載されている区間を施工中であります。

こちらにつきましても、これから向かいます現地視察の箇所となっております。

次年度以降の事業計画につきましては、道路の整備は、順次表層工を残して道路改良の整備をし、最終年に表層の舗装及び町道との交差点の整備がされる予定となっております。現在の予定では令和7年度末をもって完了する見込みとなっております。説明は以上となります。

土谷会長           ただ今、事務局から説明がありましたとおり、これから現地視察へ向かいますので、荷物をまとめて準備をよろしく願いいたします。

(現地視察から帰庁後)

松井課長           皆様、本日は大変お疲れさまでした。  
最後に土谷会長から一言お願いいたします。

土谷会長           本日は庁舎内での会議から、平成25年度以来となる10年ぶりの現地視察と、大変お疲れさまでした。  
これを持ちまして、令和5年度第1回幕別町都市計画審議会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。